

令和 6 年度～令和 8 年度の介護保険料

本町では、第 9 期計画の介護保険料について、国の標準段階区分に従った所得段階設定を行い 13 段階とし、各段階を次のとおり設定します。

また、第 1 ～ 3 段階の保険料率については、低所得者対策により、第 1 段階が 0.455 から 0.285 に、第 2 段階が 0.685 から 0.485 に、第 3 段階が 0.690 から 0.685 に軽減され、軽減分は公費により負担されます。

▼ 第 9 期の第 1 号被保険者の保険料基準額

保険料（基準額）	年 額	74,400 円
	月 額	6,200 円

■ 所得段階別の介護保険料率及び年間保険料 ■

段 階	要件（前年の所得と課税の状況）	保険料率	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者又は合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9 万円以下の方	標準額 ×0.285	年額 21,200 円
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9 万円を超え 120 万円以下の方	標準額 ×0.485	年額 36,000 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	標準額 ×0.685	年額 50,900 円
第 4 段階	同一世帯に町民税課税者のいる方で、本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9 万円以下の方	標準額 ×0.90	年額 66,900 円
第 5 段階	同一世帯に町民税課税者のいる方で、本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9 万円を超える方	標準額 ×1.00	年額 74,400 円
第 6 段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の方	標準額 ×1.20	年額 89,200 円
第 7 段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	標準額 ×1.30	年額 96,700 円
第 8 段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	標準額 ×1.50	年額 111,600 円
第 9 段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	標準額 ×1.70	年額 126,400 円
第 10 段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	標準額 ×1.90	年額 141,300 円
第 11 段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	標準額 ×2.10	年額 156,200 円
第 12 段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	標準額 ×2.30	年額 171,100 円
第 13 段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 720 万円以上の方	標準額 ×2.40	年額 178,500 円

（注）各段階の年間保険料については、100 円未満を切り捨て